

令和7年度北島町保育所保育料（利用者負担額）表（9月分～）

令和7年9月分より徳島県の施策に沿って、令和7年4月1日時点で0～2歳児の第5階層以内のお子さんの保育料を無償化します。

令和7年4月1日時点で3歳児以上のお子さんの保育料は無償になります。

①ふたり親世帯の場合

②年収約360万円以上相当（市町村民税の所得割額が77,101円以上）のひとり親世帯等の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育所保育料（利用者負担額）（月額）		
階層	区 分 内 訳	保育必要量の認定	年齢区分（4月1日時点の年齢）	
			3号認定	
			0歳児	1・2歳児
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	・保育標準時間	0	0
		・保育短時間	0	0
2B	市町村民税非課税世帯	・保育標準時間	0	0
		・保育短時間	0	0
3B	市町村民税の所得割額が48,600円未満	・保育標準時間	17,000	17,000
		・保育短時間	16,800	16,800
4	市町村民税の所得割額が48,600円以上～97,000円未満	・保育標準時間	27,000	27,000
		・保育短時間	26,600	26,600
5	市町村民税の所得割額が97,000円以上～169,000円未満	・保育標準時間	40,000	35,000
		・保育短時間	39,400	34,600
6	市町村民税の所得割額が169,000円以上～301,000円未満	・保育標準時間	50,000	42,000
		・保育短時間	49,200	41,400
7	市町村民税の所得割額が301,000円以上～397,000円未満	・保育標準時間	60,000	52,000
		・保育短時間	59,000	51,200
8	市町村民税の所得割額が397,000円以上	・保育標準時間	60,000	52,000
		・保育短時間	59,000	51,200

（注）上段は「保育標準時間認定」、下段は「保育短時間認定」の保育料（利用者負担額）を示しています。

【国の保育料軽減制度】

同一世帯から2人以上の就学前児童が、保育所（認可外保育所は対象外、ただし企業主導型は対象）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している児童も含め、同時に利用している場合、年齢が高い順に2人目が半額、3人目以降については無料に軽減されます。

※年収約360万円未満相当（市町村民税の所得割額が57,700円未満）のふたり親世帯については、この制度の適用にあたり、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

【町の保育料軽減制度】

「18歳未満の児童が2人以上いる世帯」においては、年齢が高い順に2人目の児童は半額、3人目以降の児童は無料に軽減されます。（同時入所要件はありません。）ただし、第5階層以内に属する世帯については、1人目以降無料となります。

③年収約360万円未満相当（市町村民税の所得割額が77,101円未満）のひとり親世帯等の場合

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		保育所保育料（利用者負担額）（月額）		
階層	区 分 内 訳	保育必要量の認定	年齢区分（4月1日時点の年齢）	
			3号認定	
			0歳児	1・2歳児
2A	市町村民税非課税世帯であり、次にかかげる世帯 ※	・保育標準時間	0	0
		・保育短時間	0	0
3A	市町村民税の所得割額が48,600円未満であり次にかかげる世帯 ※	・保育標準時間	8,000	8,000
		・保育短時間	8,000	8,000
4	市町村民税の所得割額が48,600円以上～77,101円未満であり次にかかげる世帯 ※	・保育標準時間	8,000	8,000
		・保育短時間	8,000	8,000

※ 次にかかげる世帯……「ひとり親世帯」「在宅障害児（者）のいる世帯」「その他の世帯」

（注）上段は「保育標準時間認定」、下段は「保育短時間認定」の保育料（利用者負担額）を示しています。

【国の保育料軽減制度】同一世帯において、年齢が高い順に2人目以降にあたる児童については無料に軽減されます。

※第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限はありません。

【町の保育料軽減制度】1人目以降無料となります。